

令和7年度第1回 山形県医療審議会

日 時：令和7年7月28日（月）14：00～

場 所：県庁1502会議室（Web会議）

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 地域医療連携推進法人日本海ヘルスケアネットの代表理事の選定認可について
- (2) 病床整備計画について

4 その他

5 閉 会

<ZOOM情報>

URL	https://us02web.zoom.us/j/84754587059
ミーティングID	84754587059
パスワード	880567

山形県医療審議会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所属・職名	氏名	会場出席	リモート出席	備考
薬師・ 歯科 医師 (6名)	山形県医師会 会長	間 中 英 夫	○		
	山形県医師会 常任理事	神 村 裕 子		○	
	山形県歯科医師会 会長	土 門 宏 樹		○	
	山形県薬剤師会 会長	岡 崎 千賀子		○	
	山形県病院協議会 理事長	鈴 木 克 典			欠席
	日本精神科病院協会 山形県支部長	中 村 成		○	
ある者 を受け る立 場 (7名)	NPO法人やまがた育児サークルランド	宮 地 信 子		○	
	山形県民生委員児童委員協議会 副会長	井 莉 博 子		○	
	山形県社会福祉協議会 会長	玉 木 康 雄		○	
	全国健康保険協会 山形支部長	丹 野 晴 彦		○	
	山形県国民健康保険団体連合会 常務理事	雨 谷 充		○	
	山形県市長会 会長	佐 藤 孝 弘			欠席
	山形県町村会 会長	阿 部 誠		○	
学 識 経 験 者 (8名)	山形県弁護士会 前会長	金 山 裕 之		○	
	山形県看護協会 会長	若 月 裕 子		○	
	山形大学医学部 教授 (医学部長)	永 瀬 智		○	
	山形大学医学部 教授	松 田 友 美		○	
	山形大学人文社会科学部 講師	神 澤 真佑佳		○	
	県立保健医療大学 助教	川 勝 祐 貴		○	
	県立米沢栄養大学 講師	金 谷 由 希		○	
	山形県理学療法士会 前会長	岩 井 章 洋		○	
計(全21名)			1	18	2

事 務 局

所属	職名	氏名
県健康福祉部	健康福祉部長	酒 井 雅 彦
	医療統括監	森 野 一 真
	医療政策課 課長	谷 嶋 弘 修
	医務企画専門員	加 藤 法 弘
	医務企画主査	鈴 木 裕 也
	医務企画係長	高 橋 航
	主査	児 玉 浩 平
	主事	長谷川 彰 吾
	障がい福祉課 課長	小野田 隆 一
	課長補佐	高 橋 裕 人

地域医療連携推進法人の代表理事の選定の認可について

1 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人日本海ヘルスケアネット

2 代表理事の氏名

島貫 隆夫（しまぬき たかお）

【略歴】

年 月	職 歴
昭和 55 年 3 月	山形大学医学部卒業
昭和 55 年 10 月	山形県立新庄病院 外科 医師
昭和 57 年 7 月	山形大学医学部 第二外科 医員
平成 5 年 4 月	山形県立日本海病院 外科医長
平成 15 年 6 月	山形県立日本海病院 第一診療部長
平成 20 年 4 月	(地独) 山形県・酒田市病院機構理事 (兼) 日本海総合病院副院長
平成 28 年 4 月	(地独) 山形県・酒田市病院機構理事 (兼) 日本海総合病院院長
令和 2 年 4 月	(地独) 山形県・酒田市病院機構副理事長 (兼) 日本海総合病院病院長
現在	(地独) 山形県・酒田市病院機構理事長 (兼) 病院統括医療監

3 代表理事の選定理由

島貫氏は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の理事長として、積極的に医療DXを推進し持続可能な地域医療の確立を図る等、リーダーシップを発揮してきた。

また、令和5年6月には日本海ヘルスケアネットの理事に就任し、地域医療連携推進法人の趣旨である地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築を推進するにあたり、当法人の中で中心的な役割を担っているため。

地域医療連携推進法人日本海ヘルスケアネットの概況

- (1) 設立時期 平成 30 年 4 月
- (2) 連携推進区域 庄内 5 市町
- (3) 連携業務内容 病床機能の再編、医療機器の共同利用、医薬品の共同購入、医療従事者の派遣など
- (4) 参加法人 14 団体（令和 7 年 4 月現在）
 - （地独）山形県・酒田市病院機構、（一社）酒田地区医師会十全堂
 - （一社）酒田地区歯科医師会、（一社）酒田地区薬剤師会
 - 医療法人健友会、医療法人山容会、医療法人宏友会
 - 医療法人継和会、医療法人社団順仁堂
 - 社会福祉法人光風会、社会福祉法人かたばみ会、社会福祉法人正覚会
 - 社会福祉法人幾久栄会
 - 酒田市

【参考】代表理事の選定に係る都道府県医療審議会についての関係法令

◎医療法

- 第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、代表理事を再任する場合には、この限りでない。
- 2 認定都道府県知事は、前項本文の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。